

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年12月12日 開会

令和4年12月12日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年12月12日午後1時富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 17 名

農業委員出席委員

2番 松 永 孝 男	3番 赤 池 勝	4番 齊 藤 学
5番 佐 野 守	6番 佐 野 均	7番 佐 野 強
9番 近 藤 雅 隆	10番 村 松 義 正	11番 富 永 政 則
12番 宮 島 孝 子	13番 遠 藤 光 浩	14番 旭 一 昭
15番 荻 真 教	16番 後 藤 文 隆	17番 佐 野 むつみ
18番 内 堀 忠 雄	19番 杉 山 弘 子	

欠席委員

1番 脇 坂 英 治 8番 伊 藤 照 男

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土 井 治	2番 塩 川 金 彦	3番 渡 井 清 孝
4番 渡 邊 勝 彦	6番 村 松 慎 一	7番 土 井 一 彦
8番 加 藤 文 男	9番 藤 浪 庸 一	10番 有 賀 文 彦
12番 篠 原 兼 義	13番 牧 澤 邦 彦	

欠席委員

5番 竹 川 篤 志 11番 鈴 木 四 郎

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主 任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。
それでは、会議に入る前に、1番 脇坂英治委員、8番 伊藤照男委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、2番 松永孝男委員、3番 赤池 勝委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、2番 松永孝男委員、3番 赤池 勝委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第72号から議第76号です。

初めに、報第72号から報第78号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和4年10月21日から令和4年11月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから3ページを御覧ください。

報第72号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が9件提出されました。

続きまして、議案の4ページ、5ページを御覧ください。

報第73号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が4件提出されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第74号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出が受理されました。

続きまして、議案の7ページ、8ページを御覧ください。

報第75号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページから12ページを御覧ください。

報第76号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、14件の届出を受理しました。

続きまして、議案の13ページを御覧ください。

報第77号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の14ページを御覧ください。

報第78号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたため、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借の認可を受けたものが1件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第72号から報第78号まで報告済みといたします。

議第72号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読並びに説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の15ページを御覧ください。

議第72号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

農地法第3条第2講第5号に規定された別段の面積について、別段の面積及び区域の指定申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は北山で、中井出児童遊園の北に位置する農地です。

申請者は北山の■■■■さんです。

申請農地の面積は431平方メートルになります。

申請人が既に耕作を開始しておりますが、申請地の一部は不耕作状態となっており、周囲の農地についても10%以上が遊休農地となっています。

第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は羽鮒で、吉祥寺の北に位置する農地です。

申請者は羽鮒の■■■■です。

申請農地の面積は941平方メートルになります。

申請地は作付の都合上、耕作をしておりますが、申請時には不耕作となっていることを事務局で確認しており、周囲の農地も10%以上が遊休農地となっています。

第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は西山で、芝川スポーツ広場の北に位置する農地です。

申請者は西山の■■■■です。

申請農地の面積は828平方メートルになります。

申請地は不耕作となっており、周囲の農地についても10%以上が遊休農地となっています。
なお、第1項及び第3項の所有権移転については、この後、農地法3条許可申請にて御審議いただきます。

以上のことから、当市の定める農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積取扱基準に合致しており、別段の面積及び区域の指定について問題ないと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

11番 富永政則委員

ただいま審議中の第1項について報告します。

令和4年12月8日、9時半頃から申請代理人の書士、内堀委員、私、それから事務局とともに申請地での現地調査を行いました。

申請地は既に耕作しており、一部遊休地があります。また、周辺においても遊休地が多くあり、10%以上あるため、別段面積及び区域指定について基準どおりであり、問題ありません。

以上です。

14番 旭 一昭委員

ただいま審議中の第2項の調査について報告します。

令和4年12月6日、午前10時頃、申請人と鈴木推進委員、事務局2名と私がともに申請地で現地調査を行いました。

申請地は草などが繁茂し耕作されておらず、遊休地となっておりましたが、現在は申請人が一部耕しております。また、周辺農地においても遊休農地がたくさんあり、10%以上あるため別段面積及び区域指定について基準通りであり、問題ありません。

以上、報告終わります。

続きまして、第3項について報告いたします。

令和4年12月6日、9時半頃、申請法人の従業員、それから鈴木推進委員、事務局2名が私とともに申請地で現地調査を行いました。

申請地は現在、草などが繁茂し耕作されておらず、遊休地となっております。また、周辺農地についても遊休農地が10%以上あるため、別段面積及び区域指定について基準どおりであり、問題ありません。

以上、報告終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第72号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第73号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の16ページを御覧ください。

議第73号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は外神で和田多目的広場の南東に位置する農地です。

受人、外神の■■■■さんと渡人■■■■さんとの使用貸借契約です。受人と渡人は親子関係にあり、引き続き畑として露地野菜を栽培していく予定です。

受人の許可後耕作面積は7,018平方メートル、受人は現在55歳、稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は青木で、青木区三町内会集会所の北に位置する農地です。

受人は青木の■■■■さん、渡人は■■■■さんで、贈与契約になります。受人と渡人は兄弟関係にあり、渡人は県外在住で管理ができないため、申請地は既に受人が耕作、管理しておりますが、今回、正式に所有権移転をするものです。

受人は現在69歳、耕作面積は7,431平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は戻りまして1ページを御覧ください。

申請地は先ほど議第72号第1項で別段面積を設定した農地で、中井出児童遊園の北に位置する農地です。

受人は北山の■■■■さん、渡人は■■■■さんで、売買契約です。

露地野菜を栽培する計画です。

受人は申請地北側の宅地と農業用倉庫も購入予定で、申請地では既に一部耕作をしています。

受人の許可後耕作面積は431平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり議第72号で別段面積及び区域の指定を受け承認された農地となり、受人の申請後耕作面積が1アールを上回っている場合は、下限面積要件を満たしますので問題ありません。

受人は現在60歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は北山で、長峯八幡宮の北に位置する農地です。

受人は外神の■■■■さんです。渡人は■■■■さん、売買契約になります。

当該申請地は、受人が既に管理しており、露地野菜を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後5,284平方メートルで、受人は現在60歳、稼働人員は1名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、三澤寺で北に位置する農地です。

受人は大鹿窪の■■■■さんです。渡人は■■■■さん、贈与契約になります。

当該申請地は受人の所有地の隣地であり、渡人から譲りたいと申し出があり、所有権移転するものです。露地野菜等を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後1万5,884.26平方メートルで、受人は現在64歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は8ページを御覧ください。

申請地は上稲子で、下稲子公民館の北に位置する農地です。

受人は内房の■■■■さん、渡人は■■■■さん、売買契約になります。

当該申請地は露地野菜を栽培する計画となっており、耕作面積は許可後1万9,018平方メートルで、受人は現在83歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は戻りまして2ページを御覧ください。

申請地は先ほど議第72号第2項で別段面積を設定した農地で、吉祥寺の北に位置する農地です。

受人は羽鮒の■■■■、渡人は■■■■さんで、使用貸借契約です。

露地野菜を栽培する計画です。

受人は建築物の設計や工事管理などを営む法人ですが、富士宮市に拠点を移しており、今後は兼業で耕作していく予定です。規模の拡大も検討しています。

受人の許可後耕作面積は941平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり議第72号で別段面積及び区域の指定を受け承認された農地となり、受人の申請後耕作面積が1アール上回っている場合は下限面積要件を満たすので問題ありません。

稼働人員は2名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は先ほど議第72号第3項で別段面積を設定した農地で、芝川スポーツ公園の北に位置する農地です。

受人は富士市の■■■■、渡人は■■■■さんで、使用貸借契約です。

受人は富士市の土木業を営む法人ですが、自分たちで作った野菜を食べたいとの思いから新規参入し、露地野菜を栽培する計画です。代表取締役は農業経験があり、その他の役員、従業員も短期農業インターンで研修中で、今後は経営規模の拡大を検討しています。

受人の許可後耕作面積は828平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり議第72号で別段の面積及び区域の指定を受け承認された農地となり、受人の申請後耕作面積が1アールを上回っている場合は、下限面積要件を満たしますので問題ありません。

稼働人員は3名です。

以上、第1項から第8項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず問題ないと判断しました。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程審議のうち3項、7項及び8項について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1 1 番 富永政則委員

ただいま審議中の第3項について報告します。

先ほど議72号の第1項で審議しました同一案件となります。

令和4年12月8日、午前9時半から代理人の■■■■書士、それから内堀委員、私と事務局2名で申請地の現地調査を行いました。

受人は申請地北部の住宅及び農業倉庫も取得予定で、既に一部耕作をしております。今後も畑として使用し、露地野菜を栽培していくということです。

申請どおりで問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

14番 旭 一昭委員

続きまして、第7項及び8項について御報告いたします。

ただいま審議中の第7項についてです。

先ほど議第72号の2項において審議していただきました案件と同一案件となります。使用貸借契約です。

令和4年12月6日、午前10時頃、申請人と鈴木推進委員、私、事務局の2名とともに申請地で現地調査を行いました。

受人は建築物の設計や工事管理などを営む法人で、法人の代表は静岡市から既に富士宮市に移住しておりまして、申請地の近隣の宅地に住んでおり、露地野菜を栽培する計画です。今後、経営規模の拡大も検討しているようです。

申請どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、第8項について御報告いたします。

先ほどの議第72号の3項について審議していただきました別段案件の同一案件となります。これも使用貸借契約であります。

令和4年12月6日、午前9時半頃、申請法人の従業員と鈴木推進委員、事務局2名とともに私が申請地で現地調査を行いました。

受人は富士市で土木業を営む法人で、事業の閑散期を利用して農業を始めたいと考え、申請に至ったとのこと。露地野菜を栽培する計画で、今後、経営規模の拡大も検討しているようです。

申請どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第73号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第74号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

本議案のうち2項及び3項は、2番 松永孝男委員が関係する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項を準用し、議事に参与しないこととし、当該議案を先に審議します。

それでは、2番 松永委員、退席を求めます。

〔2番 松永委員 退席〕

議長

それでは、2項及び3項について、事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の18ページを御覧ください。

議第74号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

では、第2項から説明させていただきます。第2項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■、畑、901平方メートルで、山宮の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、資材置場として転用しようとするものです。

申請人は建設業を営んでおり、自宅兼営業所の敷地内に資材を保管しているものの、資材を積み上げる状態で保管しているため、危険防止や防災上問題があり、資材置場の設置を検討していたところ、申請地を使用貸借で借りられることになったため、転用しようとするものです。

申請地は山宮の県ソフトボール場の南東に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は東を道路、南を太陽光発電設備の雑種地、北と西を農地に接しております。設置するものは砂利0.5トン、角材4トン、コンクリートブロック2トン、ショベルカー1台、2トン車両1台等で、切土、盛土は行わず、隣地近くに資材を置かない等の被害防除措置を行い、万が一、被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

また、資金についてですが、貸借費用は使用貸借のためかからず、整地も借人自らが整地するためかかりません。許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は引き続き10ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■、畑、665平方メートルで、東京都渋谷区の■■■■が売買により権利取得し、太陽光発電設備施設用地として転用しようとするものです。

申請人は令和4年4月に設立され、太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社です。事業用地を探していたところ申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設置用地として転用しようとするものです。

申請地は先ほど審議いただきました2項のすぐ北隣に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は東を道路、南を第2項で転用する資材置場、北と西を農地に接しております。隣接地の間にはフェンスを設置し、申請地には雨水浸透用の防草シートを敷設します。切土、盛土は行わず、雨水は自然浸透させ、万が一、被害が発生した場合は自己責任にて対応します。太陽光発電設備について景観法等他法令への抵触はなく、区長や近隣住民への事前説明も行っており、地域の要望に沿った形で事業を遂行する計画で問題ないと判断しました。

また、資金については借り入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第2項及び第3項については、以上となります。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

3番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第2項、3項の調査結果を報告します。

令和4年12月5日、午後1時30分、申請代理人2名、農業委員2名、事務局1名にて現地調査を行いました。

申請書のとおり問題ありませんので、審議のほどよろしくをお願いします。

続いて、3項の調査報告を報告します。

地元の説明も行い、周りはフェンスで囲み、雨水浸透防草シートを設置するとのことです。
申請書のとおり問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第74号のうち2項及び3項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第74号のうち2項及び3項は原案のとおり処理することに決定しました。

2番 松永孝男委員の入場を求めます。

〔2番 松永委員 入場〕

議長

引き続き、議第74号について、事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では引き続きまして、第1項及び第4項について説明をいたします。

第1項及び航空写真、戻りまして9ページを御覧ください。

申請地は外神■■■■、畑、649平方メートルほか1筆、計690平方メートルで、淀川町の■■■■さんが売買により権利取得し、資材置場として転用しようとするものです。

申請人は自宅にて解体工事業を営んでおり、現在、工事に利用する資材を置く場所が自己住宅の庭のみとなっており、庭に置けなかった物については、その時点での現場にて保管し、現場が移動するたびに現場に設置するプレハブや重機、砕石等を移動させております。今後、事業を営む上で資材置場が必須であるため、転用を計画したとのことです。

申請地はファーマーズマーケット「う宮〜な」の南東に位置する市街地近傍の区域にある第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。なお、申請地は外神畑総土地改良区の受益地近傍にあるため、転用に関する土地改良区からの同意を得ております。周囲は西と南を宅地、東を雑種地、北を農地に接しております。設置するものはフォークリフト1台、ミニショベル1台、現場用プレハブ1棟、材木、砂利、足場材等一式、貨物等です。万が一、被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

また、資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第4項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地は上条■■■■、田、412平方メートルで、富士市の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、優良田園住宅を建築しようとするものです。

申請人は現在、富士市で賃貸住宅に住んでおりますが、自己用住宅の建築を検討したところ、妻の実家から土地を借りられることになったため、申請に及んだとのことです。

申請地は大石寺の西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北と東

を道路、西と南を農地に接しますが本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われま

す。なお、市から優良田園住宅建設計画について認定をされております。資金は借りで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第74号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第75号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の20ページ、21ページを御覧ください。

議第75号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は上条■■■■、田、14平方メートルで、大石寺の西に位置する農地です。

平成13年頃、申請地の西側にある農地に大型農機具を搬入する際、通行路が狭く申請地を通行路として拡幅して利用し始め、現在に至っています。申請地には農業用水路が通っています。管理課では、水路の幅が縮小している点については、これを市から依頼したものか、所有者が当時、自分で行ったものかの確認ができないとのことで、現況は水路管理のため通行路として問題はないということです。10年以上前から水路管理及び農地へ通行路として必要不可欠であり、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第2項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪■■■■、畑、3.82平方メートルほか1筆、計70.82平方メートルで、大鹿窪区民会館の東に位置する農地です。

年月日不詳ですが、申請地は所有者の先代が申請地に隣接する■■■■に住宅を建設した際に、当時は境界についての認識が浅く境界を越えて建築してしまい住宅敷地としてこれまで一体利用し、現在に至ったものです。都市計画法上は旧芝川町であり、航空写真でも合併時に建築されていることが確認できます。線引き前宅地として問題なく、境界を越えている部分を分筆しての申請であり、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、同じく航空写真13ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪■■■■、畑、180平方メートルほか1筆、計438平方メートルで、第2項

に隣接している農地です。第2項と第3項の間には水路があり、一体利用ではありません。

年月日不詳ですが、申請者の先代が自家用車や生活用品、農業資材などの収納場所に苦慮していたため、本申請地に車庫兼物置を建設し使用していました。本来、建物が建っていることが非農地証明の要件ですが、昨年度末に老朽化が進み危険な状態であるため建物は解体したものの基礎部分は残っており、都市計画課より線引き前宅地で問題ないとの回答を得ております。航空写真でも合併時に建築されていることが確認でき、線引き前宅地として問題なく、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第4項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は内房■■■■、畑、143平方メートル、有限会社後藤鉄工所の東に位置する農地です。

令和4年9月24日の大雨により土砂が崩れ、申請地を含む周辺竹林等の木が倒れる被害を受けました。申請地も竹林でしたが、今後は県による治山治水事業により整備され保安林とする予定となっております。以上から農地への復元が困難と判断し、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

事務局 深川主任主査

第1項は会長の担当地区案件のため、事務局が代読します。

ただいま審議中の第1項について報告します。

第1項について12月5日、9時30分、■■■■行政書士、土井農地利用最適化推進委員、事務局2名と現地で会い、話を聞きました。

申請地は平成13年頃、先代が大型農機具の搬入のため、申請地を通行路として拡張したものであり、申請地の西側にある農地に行くためには、通行路として必要であり現在も利用されていることを確認しました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

7番 佐野 強委員

ただいま審議中の第2項、3項について調査結果について報告させていただきます。

去る12月5日、申請人の■■■■様、■■■■様、事務局2名、私と篠原推進委員と現地にて確認を行いました。

概要につきましては、先ほど事務局からお話がありましたが、ダブるところがあるかもしれませんが、よろしく申し上げます。現況としましては、申請人の亡き御主人様が牛舎資材置場及び倉庫として利用していましたが、現在は廃業しております。その後、住宅駐車場として利用しています。都市計画の線引き前既存建物等であり、今回の非農地証明にあたり周囲の農地には影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

14番 旭 一昭委員

ただいま審議中の第4項、非農地証明について御報告申し上げます。

現地調査は令和4年12月6日、午前10時30分に申請者代理人の県職員の森林保全担当者の立会いのもと鈴木推進委員と事務局2名が私とともに現地調査を行いました。

申請地は旧芝川町内房の^カ地区、稲生川の支流付近です。傾斜地で現在、竹林であり、下には沢が流れております。去る9月23日の大雨、これは清水で豪雨被害が起こった日のことです。このときの大雨により山崩れを起こし、崩落しております。このため、竹林への復旧が不可能な状況です。今後、地目を畑から山林に変更し、県の山地災害の復旧工事、山崩れ防止をやる事業として行いたいとのことです。申請のとおり差し支えないと考えるので、御審議お願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第75号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第76号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の22ページを御覧ください。

議第76号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年11月22日付、富農第1120号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。

ページを1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数7人、利用権を設定する者の数10人、利用権を設定する農用地の面積は計14万1,420.86平方メートルです。所有権移転はございません。

1枚めくって、4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について第1項から第9項まで中間管理事業、第10項は相対による利用権設定になります。

それでは、第1項から順に説明します。第1項及び第2項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は15、16ページを御覧ください。

第1項申請地は上条で、上条上区一町内会集会所の北東に、第2項は粟倉で、中央消防署東分所の南に位置する農地です。

上条の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間はどちらも10年新規になります。移転後経営面積は1万3,561平方メートルです。

続きまして、第3項及び第4項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は17ページを御覧ください。

申請地は人穴で、富士宮養鶏団地組合の北に位置する農地です。

北山の■■■■への貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は6万282平方メートルです。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は18ページを御覧ください。

第5項申請地は杉田で、杉田二区三町内三班集会所の北に位置する農地です。

杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は20年新規、移転後経営面積は2万688平方メートルです。

続きまして、第6項及び7項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真19ページを御覧ください。

申請地は原で、本源寺の南に位置する農地です。

原の■■■■の使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は9万633平方メートルです。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は20ページを御覧ください。

申請地は下条で、妙蓮寺の南に位置する農地です。

下条の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は8,355.36平方メートルです。

続きまして、第9項及び別冊航空写真は21ページを御覧ください。

申請地は馬見塚で、馬見塚コミュニティー広場の南に位置する農地です。

猫沢の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は14万5,825.01平方メートルです。

続きまして、第10項及び別冊航空写真は22ページを御覧ください。

第10項申請地は根原で、向陽畜産団地の南に位置する農地です。

根原の■■■■への使用貸借権設定です。期間は1年新規です。移転後経営面積は53万3,151.50平方メートルです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第76号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第76号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として農地改良届出書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局 深川主査

農地改良届出書の受理状況、令和4年11月10日から令和4年12月9日について説明します。本日配付しました農地改良届出書についての受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

第1項、第2項は、隣接地であり、農地改良の目的、施工業者も同一のため、合わせて説明させていただきます。

第1項、根原■■■■、畑、1万3,778平方メートルの内4,980.77平方メートル、第2項、根原■■■■、畑、2万3,200平方メートルの内4,950.97平方メートルについて、農地改良をしたいとのことで、令和4年11月29日、農地改良届出書が提出されました。申請地は牧草栽培に利用していますが、申請地のうち改良計画である山林の近辺は、もともと表土が軟弱で農業機具が入りにくく、収穫ができない状態でした。さらに、この夏の大雨の影響でさらに状態が悪くなり、土砂が多少ですが流出をしてしまいました。このため、表土を30センチ未満で掘り起こし、硬い土、残土に転換し、掘り返した表土を25センチ未満で敷きならしを行い、牧草地として利用する計画であります。市、管理課にも農地改良届を申請しており、受理の見込みであります。7月から施行された静岡県盛土条例は、高さ30センチ未満の土の敷きならしであることから、申請は不要との回答を受けています。工期は、受理日から天候等も考慮し令和5年3月31日までとなっています。被害防除対策として、土留めを設置し、土の流出等被害が生じないように努めるとのことです。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は1月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和4年12月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時56分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
2 番

会議録署名人
3 番